

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7年 4月 21 日現在)

1. 事業所の概要

(1)名称等

事業所の名称	ケヤキ介護支援センター
所在地	宮城県仙台市太白区西中田4-12-1 カンフォートシティ 1階
管理者の氏名	館下 健治
電話／ファックス	022-306-9770／022-398-8101 090-8503-7421(営業時間外)
介護保険事業所番号	0475401220
通常のサービス提供地域	仙台市(青葉区、太白区、若林区、泉区、宮城野区)、名取市、 岩沼市

(2)営業事案及び休日

営業時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分
休 日	土・日・祝祭日等の国民の休日、夏季休暇、年末年始など

(3)職員体制

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤	計
管理者		1名		1名
介護支援専門員	5名	1名		6名

2. 介護支援専門員による主なサービス内容

ケヤキ介護支援センターは、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者と連絡調整を行うなど、公正中立に必要な便宜を図ります。おおまかな業務内容は以下のとおりです。

- (1)初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。
- (2)利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。
- (3)居宅サービス計画書原案の作成をします。
- (4)居宅サービス計画書原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- (5)サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。
- (6)少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。
- (7)利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画書の変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。
- (8)要介護・要支援の認定、更新認定、認定区分変更の依頼があれば代行申請いたします。
- (9)居宅介護支援に係わる事業所の義務について
 - ・利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員(ケアマネジャー)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めます。
 - ・サービス事業者等から利用者に係わる口腔に関する問題や服薬状況、状態等について情報の提供を受けたとき、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に情報を提供します。
 - ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画書を主治医等に交付します。
 - ・居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所を紹介するように求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めるすることができます。
 - ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

3. 利用料等

(1)利用料金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護サービス計画に係る費用は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません(無料)。ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の介護保険窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費(I)要介護1・2 10,860円、要介護3・4・5 14,110円

*1ヶ月あたりの料金です。

(2)交通費

宮城県仙台市(青葉区・太白区・若林区・泉区・宮城野区)名取市・ 岩沼市	無料
--	----

(3)サービスの開始及び解約について

当事業所は、重要事項説明の同意をもってサービスを開始し、利用者の意志でいつでもサービス提供の中止又は解約をすることができます。なお、解約費用は一切かかりません。

4. 秘密保持

(1)当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

(2)当事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。

- ①要介護・要支援認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。

②主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。

③居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係人が、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

5. 事故発生時の対応

(1)当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、他事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(2)当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

6. サービス内容に関する相談・苦情

(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

ケヤキ介護支援センター	担当:館下 健治	電話 022-306-9770
青葉区役所 介護保険課 介護保険係		電話 022-225-7211
太白区役所 介護保険課 介護保険係		電話 022-247-1111
若林区役所 介護保険課 介護保険係		電話 022-282-1111
泉区役所 介護保険課 介護保険係		電話 022-372-3111
宮城野区役所 介護保険課 介護保険係		電話 022-291-2111
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談窓口		電話 022-222-7700
仙台市介護事業支援課ケアマネジメント指導係		電話 022-214-8626
名取市 介護長寿課		電話 022-384-2111
岩沼市 介護福祉課		電話 0223-22-1111

(2)その他

その他のご不明な点も含め、詳細は当事業所職員までお尋ね下さい。

7 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお願いします。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らをお願いします。
- (3) 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(4)(業務継続計画の策定等)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当 該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- ①介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ②定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

(5)感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上 開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(6)虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(7)身体拘束の禁止

- ①事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等につい

て説明し同意を得た上で、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(8)その他運営に関する重要事項

①指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回

居宅介護支援利用同意書

ケヤキ介護支援センターを利用するにあたり、居宅介護支援重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈署名代行者（又は法定代理人）〉

住 所

氏 名

本人との続柄

又は代理人

ケヤキ介護支援センター

管理者　　館下 健治

【緊急時の連絡先】

氏 名	続柄()
住 所	
電話番号	